

## 問1 -30点-

## (1)について -18点-

## 1 課税売上割合が著しく変動した場合

## (1) 内容

事業者（免税事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、これらの課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（その調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、その事業者（相続、合併及び分割によりその調整対象固定資産に係る事業を承継した者を含むものとし、これらの者のうち免税事業者を除く。）が第3年度の課税期間の末日においてその調整対象固定資産を有しており、かつ、第3年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間における課税売上割合（又は課税売上割合に準ずる割合。以下同じ。）に対して著しく増加したとして一定の場合に該当するときは、下記②の合計額から下記①の合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者のその第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算し、その通算課税売上割合がその課税売上割合に対して著しく減少したとして一定の場合に該当するときは、下記①の合計額から下記②の合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者のその第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、その加算後又は控除後の金額をその課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

## ① 調整対象基準税額×仕入れ等の課税期間における課税売上割合

（仕入れ等の課税期間においてその保有調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合には、調整対象基準税額の合計額）

## ② 調整対象基準税額×通算課税売上割合

## (2) 課税売上割合が著しく変動した場合

著しく変動した場合とは、次の区分に応じいずれの要件も満たす場合をいう。

## ① 著しく増加した場合

$$(イ) \frac{\text{通算課税売上割合} - \text{仕入れ等の課税期間における課税売上割合}}{\text{仕入れ等の課税期間における課税売上割合}} \geq 50\%$$

$$(ロ) \text{通算課税売上割合} - \text{仕入れ等の課税期間における課税売上割合} \geq 5\%$$

## ② 著しく減少した場合

$$(イ) \frac{\text{仕入れ等の課税期間における課税売上割合} - \text{通算課税売上割合}}{\text{仕入れ等の課税期間における課税売上割合}} \geq 50\%$$

$$(ロ) \text{仕入れ等の課税期間における課税売上割合} - \text{通算課税売上割合} \geq 5\%$$

2 消費税額の加算（控除過大調整税額）

課税売上割合が著しく減少した場合において、1(1)①の合計額から1(1)②の合計額を控除した金額に相当する消費税額をその第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなしてその第3年度の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

3 用語の意義

(1) 調整対象固定資産

棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等、ゴルフ場利用株式等、公共施設等運営権

その他の資産でその資産に係る課税仕入れに係る支払対価の額の  $\frac{100}{110}$  に相当する金額、

その資産に係る特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られるその資産の課税標準である金額が、一の取引の単位につき100万円以上のものをいう。

(2) 保有調整対象固定資産

第3年度の課税期間の末日において有する調整対象固定資産をいう。

(3) 調整対象基準税額

保有調整対象固定資産の課税仕入れに係る消費税額若しくは特定課税仕入れに係る消費税額又は保有調整対象固定資産である課税貨物に係る消費税額をいう。

(4) 比例配分法

個別対応方式により課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法又は一括比例配分方式をいう。

(5) 第3年度の課税期間

仕入れ等の課税期間の開始の日から3年を経過する日の属する課税期間をいう。

(6) 通算課税売上割合

仕入れ等の課税期間から第3年度の課税期間までの各課税期間において適用されるべき課税売上割合を一定の方法により通算した課税売上割合をいう。

(7) 仕入れ等の課税期間

調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は保税地域からの引取りの日（特例申告書を提出した場合には、その特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）の属する課税期間をいう。

(2)について -4点-

消費税の確定申告書を提出すべき法人(法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の規定の適用を受ける法人に限る。)が、確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書(消費税申告期限延長届出書)を特例の適用を受けようとする事業年度終了の日の属する課税期間の末日までに、その納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限については、原則にかかわらず、その課税期間の末日の翌日から3月以内とする。

(3)について -8点-

① 内容

特定法人である事業者(免税事業者を除く。)は、納税申告書等により行うこととされ、又はこれに添付書類を添付して行うこととされている課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)及び特定課税仕入れに対する申告については、原則にかかわらず、申告書記載事項又は添付書類記載事項を、電子情報処理組織(以下、e-Tax という。)を使用する方法により提供して行わなければならない。

また、その事業者は、e-Tax による申告の特例に係る届出書を提出しなければならない。

なお、e-Tax による申告は、国税庁の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

② 用語の意義

(1) 特定法人とは、次の事業者をいう。

内国法人のうち、その事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

相互会社、投資法人及び特定目的会社

国及び地方公共団体

(2) 納税申告書等とは、次の申告書をいう。

確定申告書、中間申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書

問2 -20点-

(1)について -5点(選択欄2点)-

(選択欄) 正 ・  誤

(理由)

非居住者である個人事業者 X が行った競技指導は、下記の規定により特定役務の提供に該当しないため、法人 A の処理は誤っている。

特定役務の提供の意義

資産の譲渡等(事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(資産の譲渡等に類する行為等を含む。))のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供(電気通信利用役務の提供を除く。)をいう。

特定役務の提供の範囲

国外事業者が行う、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、その国外事業者が他の事業者に対して行うもの(不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除く。)

(2)について -5点(選択欄2点)-

(選択欄)  正 ・ 誤

(理由)

社会福祉法人 B が、授産施設を経営する事業において生産活動としての作業に基づいて作製された物品の販売は、下記の規定により課税資産の譲渡等に該当し、社会福祉法人 B の処理は正しい。

国内において行われる資産の譲渡等のうち、次のものには、消費税を課さない。

(1) 次の資産の譲渡等(健康保険法等の規定に基づく療養等としての資産の譲渡等を除く。)

- ① 介護保険法に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス等として行われるもの
- ② 社会福祉事業及び更生保護事業として行われるもの(生産活動としての作業に基づき行われるもの等を除く。)

(2) その他一定の取引

(3)について -5点(選択欄2点)-

(選択欄) 正 ・  誤

(理由)

法人Cが、国内の弁護士Yに対して支払った手数料は、下記の規定により個別対応方式においては課税資産の譲渡等にもみ要するものに該当し、法人Cの処理は誤っている。

課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち国内取引の非課税の規定により消費税を貸さないこととなるもの以外のものをいう。

国外において行う資産の譲渡等のための課税仕入れ等がある場合は、その課税仕入れ等について仕入に係る消費税額の控除の規定が適用されるのであるから留意する。

この場合において、事業者が個別対応方式を適用するときは、その課税仕入れ等は課税資産の譲渡等にもみ要するものに該当する。

(4)について -5点(選択欄2点)-

(選択欄) 正 ・  誤

(理由)

法人Dが、テナントの売上げをデパートの売上げとして認識し、テナントで売り上げたものについてデパートはテナントからの仕入れを計上する、いわゆる消化仕入れの方式によっている場合等、テナントとデパートとの商品販売を内容とする契約の場合には、下記の規定によりテナントがデパートに対して行う販売として卸売業に該当し、法人Dの処理は誤っている。

簡易課税制度における事業の意義

第一種事業…卸売業

他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいう。

Z-71-F 消費税法〔第二問〕一解 答一

問1 -40点-

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程		(単位：円)
$  \begin{aligned}  & [\{86,744,369 - 23,756,092 - (811,925 - 327,981)\} \times \frac{100}{108} - (2,339,612 - 604,903) \times \frac{100}{108}] \\  & + [\{23,756,092 - 1,382,224 - 327,981\} \times \frac{100}{110} - (604,903 - 19,863) \times \frac{100}{110}] \\  & + [1,382,224 \times \frac{100}{108} - 19,863 \times \frac{100}{108}] = 77,039,477 \quad \textcircled{2}  \end{aligned}  $		
判定式	$77,039,477 > 10,000,000 \quad \textcircled{2} \quad \therefore \text{納税義務あり}$	

## Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算

### 【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
7.8%分	
$\{22,523,739 + 67,598 + 118,206 + (260,549 - 83,229) \textcircled{2} + 28,620 + 8,263,590$ $+ 38,295 + 36,657,899 + 230,002 + 112,199 + 16,929,238 + 216,700 + 198,322 \times \textcircled{2}$ $+ 609,400 + 77,155 + 33,622\}$ $+ \{4,158,000 + 452,100\}$ $= 90,892,005$ $\times 198,322 > 263,328 \times 50\% = 131,664$ $90,892,005 \times \frac{100}{110} = 82,629,095 \rightarrow 82,629,000 \text{ (千円未満切捨)}$	
6.24%分	
$\{(205,034 - 67,598) \textcircled{2} + (1,514,518 - 118,206) + 2,629,122 + 83,229 \textcircled{2}$ $+ (921,003 - 112,199) + 886,237\} = 5,941,140$ $5,941,140 \times \frac{100}{108} = 5,501,055 \rightarrow 5,501,000 \text{ (千円未満切捨)}$	
合計	
$82,629,000 + 5,501,000 = 88,130,000$	
金額	88,130,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
7.8%分		
	$82,629,000 \times 7.8\% = 6,445,062$	
6.24%分		
	$5,501,000 \times 6.24\% = 343,262$	
合計		
	$6,445,062 + 343,262 = 6,788,324$	
	金額	6,788,324 円

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合、課税売上割合に準ずる割合】

計 算 過 程		(単位：円)
課税売上割合		
(1) 7.8%分		
	$82,629,095 - (836,524 + 1,486,445 + 118,405) \times \frac{100}{110} = 80,409,665$	
(2) 6.24%分		
	$5,501,055 - (72,887 + 30,503) \times \frac{100}{108} = 5,405,324$	
(3) 非課税		
	$\{689,676 + (205,282 - 28,620) \textcircled{2}\} + \{16,715,690 + 462,000\} = 18,044,028$	
(4) 課税売上割合		
	$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{85,814,989}{103,859,017} \textcircled{2} = 0.8262\cdots < 95\% \therefore \text{按分計算必要}$	



【課税売上割合、課税売上割合に準ずる割合】(続き)

計 算 過 程	(単位：円)
課税売上割合に準ずる割合	
酒類等小売業分	
(1) 7.8%分	
	$\{22,523,739 + 67,598 + 118,206 + (260,549 - 83,229) + 28,620 + 8,263,590$
	$+ 38,295 + 36,657,899 + 230,002 + 112,199 + 16,929,238 + 216,700 + 198,322$
	$+ 609,400 + 77,155 + 33,622\} = 86,281,905$
	$836,524 + 1,486,445 + 118,405 = 2,441,374$
	$86,281,905 \times \frac{100}{110} - 2,441,374 \times \frac{100}{110} = 76,218,665$
(2) 6.24%分	5,405,324
(3) 非課税	$689,676 + (205,282 - 28,620) = 866,338$
(4) 課税売上割合に準ずる割合	
	$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{81,623,989}{82,490,327}$ ②
不動産賃貸業分	
(1) 7.8%分	
	$4,158,000 + 452,100 = 4,610,100$
	$4,610,100 \times \frac{100}{110} = 4,191,000$
(2) 非課税	$16,715,690 + 462,000 = 17,177,690$
(3) 課税売上割合に準ずる割合	
	$\frac{(1)}{(1)+(2)} = \frac{4,191,000}{21,368,690}$ ②
課税売上割合	85,814,989 円
	103,859,017 円
課税売上割合に準ずる割合 (酒類等小売業分)	81,623,989 円
	82,490,327 円
課税売上割合に準ずる割合 (不動産賃貸業分)	4,191,000 円
	21,368,690 円

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等	
7.8%分	
{54,835,374+222,128+179,803+126,536 ② +20,909+7,407,232+234,945	
+319,886+86,120+783,656+100,901+418,556+425,618+228,459 ② +22,000	
+119,980+184,580+1,280,400}	
+{343,200}=67,340,283	
6.24%分	
{(327,205-222,128)+(1,403,895-179,803)+2,166,886+54,087 ② }=3,550,142	
7.8%分に係る返還等	487,862
6.24%分に係る返還等	34,782
非課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等(7.8%分)	
{7,040}+{(79,420+1,625,000) ② +123,200+135,520}=1,970,180	
共通に要する課税仕入れ等	
酒類等小売業分	
7.8%分	
(582,119-100,901)+(570,489-425,618)+270,001+66,917+58,640	
+(339,964-22,000-30,000-58,751) ② +(339,992-7,040)	
+(227,263-127,606)+221,250+2,006,400 ② +56,956=3,968,075	
6.24%分	58,751
不動産賃貸業分(7.8%分)	986,040 ②

【控除対象仕入税額】(続き)

計 算 過 程	(単位：円)
個別対応方式	
$\{67,340,283 \times \frac{7.8}{110} + 3,550,142 \times \frac{6.24}{108} - 487,862 \times \frac{7.8}{110} - 34,782 \times \frac{6.24}{108}\}$ $+ \{3,968,075 \times \frac{7.8}{110} + 58,751 \times \frac{6.24}{108}\} \times \frac{81,623,989}{82,490,327}$ $+ \{986,040\} \times \frac{7.8}{110} \times \frac{4,191,000}{21,368,690} = 5,239,043$	
一括比例配分方式	
$[\{67,340,283 + 1,970,180 + 3,968,075 + 986,040\} \times \frac{7.8}{110} + \{3,550,142 + 58,751\} \times \frac{6.24}{108}]$ $\times \frac{85,814,989}{103,859,017}$ $- [487,862 \times \frac{7.8}{110} - 34,782 \times \frac{6.24}{108}] \times \frac{85,814,989}{103,859,017} = 4,493,179$	
比較	
$5,239,043 > 4,493,179 \quad \therefore 5,239,043$	
金額	5,239,043 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$\{(836,524 + 1,486,445 + 118,405) \times \frac{7.8}{110}\} + \{(72,887 + 30,503) \times \frac{6.24}{108}\} = 179,088$		
金額		179,088 円 ②

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$197,619 \times \frac{7.8}{110} = 14,012$		
金額		14,012 円 ②

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
差引税額 $6,788,324 - (5,239,043 + 179,088 + 14,012) = 1,356,181 \rightarrow 1,356,100 \text{ (百円未満切捨)}$		
金額		1,356,100 円

## V 中間納付税額の計算

### 【中間納付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
1 月中間申告		
$\frac{1,229,400}{12} = 102,450 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{不要}$		
3 月中間申告		
$\frac{1,229,400}{12} \times 3 = 307,350 \leq 1,000,000 \quad \therefore \text{不要}$		
6 月中間申告		
$\frac{1,229,400}{12} \times 6 = 614,700 > 240,000 \quad \therefore \text{必要}$		
中間納付税額 614,700(百円未満切捨)		
金額	614,700 円 ②	

## VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

### 【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
納付税額		
$1,356,100 - 614,700 = 741,400$		
金額	741,400 円	

問2 -10点-

I 建物Aについて

計 算 過 程			(単位：円)
<p>(1) 判定</p> $64,350,000 \times \frac{100}{110} = 58,500,000$ $58,500,000 \geq 10,000,000 \quad \therefore \text{居住用賃貸建物に該当する。} \quad \textcircled{1}$			
<p>(2) 調整割合等</p> <p>建物Aのうち居住用に係る部分(2階以上部分)は、令和3年3月25日の購入時に、居住用賃貸建物に係る仕入れに係る消費税額の控除の不適用の適用を受けることとなる。</p> <p>また、建物Aは、第3年度の課税期間の末日(令和5年3月31日)において有されており、その一部を調整期間である令和3年5月20日に課税賃貸用に供しているため、第3年度の課税期間(第22期)において、居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合の仕入れに係る消費税額の調整が行われることとなる。</p> <p>なお、建物Aを令和5年8月31日に売却しているが、調整期間を過ぎてからの売却であるため、居住用賃貸建物を他の者に譲渡した場合の仕入れに係る消費税額の調整は行われない。</p> <p>※ 課税賃貸割合</p> $\textcircled{1} \quad 6,259,000 \times \frac{100}{110} + 5,170,000 \times \frac{100}{110} = 10,390,000$ $\textcircled{2} \quad 43,000 + 2,600,000 + 1,750,000 = 4,393,000$ $\textcircled{3} \quad \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{1} + \textcircled{2}} = \frac{10,390,000}{14,783,000}$			
<p>(3) 調整税額</p> $64,350,000 \times \frac{7.8}{110} \times \frac{144\text{m}^2 \times 2}{144\text{m}^2 \times 3} = 3,042,000$ $3,042,000 \times \frac{10,390,000}{14,783,000} = 2,138,022$			
仕入れに係る 消費税額の 調整を行うべき 期間	第22期	調整税額	2,138,022円
	①		②

## II 建物Bについて

計 算 過 程			(単位：円)
<p>(1) 判定</p> $38,500,000 \times \frac{100}{110} = 35,000,000$ $35,000,000 \geq 10,000,000 \quad \therefore \text{居住用賃貸建物に該当する。} \quad \textcircled{1}$			
<p>(2) 調整割合等</p> <p>建物Bは、令和3年6月1日の購入時に、居住用賃貸建物に係る仕入れに係る消費税額の控除の不適用の適用を受けることとなる。</p> <p>また、建物Bは、第3年度の課税期間の末日(令和6年3月31日)において有されており、その一部を調整期間である令和4年10月1日に課税賃貸用に供しているため、第3年度の課税期間(第23期)において、居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合の仕入れに係る消費税額の調整が行われることとなる。</p> <p>※ 課税賃貸割合</p> $\textcircled{1} \quad 990,000 \times \frac{100}{110} + 1,980,000 \times \frac{100}{110} = 2,700,000$ $\textcircled{2} \quad 4,800,000 + 4,800,000 + 3,960,000 = 13,560,000$ $\textcircled{3} \quad \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{1} + \textcircled{2}} = \frac{2,700,000}{16,260,000}$			
<p>(3) 調整税額</p> $38,500,000 \times \frac{7.8}{110} = 2,730,000$ $2,730,000 \times \frac{2,700,000}{16,260,000} = 453,321$			
仕入れに係る 消費税額の 調整を行うべき 期間	第23期 $\textcircled{1}$	調整 税額	453,321円 $\textcircled{1}$

### Ⅲ 建物Cについて

計 算 過 程			(単位：円)
<p>(1) 判定</p> $10,780,000 \times \frac{100}{110} = 9,800,000$ <p> <math>9,800,000 &lt; 10,000,000 \quad \therefore</math> 居住用賃貸建物に該当しない。 ①  <math>9,800,000 \geq 1,000,000 \quad \therefore</math> 調整対象固定資産に該当する。         </p>			
<p>(2) 調整割合等</p> <p>建物Cは、高額特定資産に該当しないため、令和3年11月1日の購入時に、個別対応方式において非課税資産の譲渡等にものみ要するものに区分されている。</p> <p>これを令和4年11月1日から、法人に対して事業用(倉庫及び待機所)として貸付けているため、令和4年11月1日の属する第22期において、調整対象固定資産を非課税業務用から課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整が行われることとなる。</p> <p>※ 調整割合</p> <p>令和3年11月1日から令和4年11月1日まで：1年超2年以内 <math>\therefore \frac{2}{3}</math></p>			
<p>(3) 調整税額</p> $10,780,000 \times \frac{7.8}{110} \times \frac{2}{3} = 509,600$			
仕入れに係る 消費税額の 調整を行うべき 期間	第22期 ①	調整 税額	509,600円 ①



## 消費税法【総評】

### 〔第一問〕

#### 問 1

問 1 に対しての配点が不明ではあるが、30 点の配点とした。

(1)については、本試験における出題頻度が高い理論として、完璧な暗記を促しており、(2)及び(3)については、全国模試において出題している。

なるべく満点に近い得点を稼ぎたいところである。

ボーダーラインは 26 点/30 点、合格確実ラインは 28/30 点であると考ええる。

#### 問 2

問 2 に対しての配点が不明ではあるが、20 点の配点とした。

(4)については、白紙にせずに、何らかの得点をして欲しい。

ボーダーラインは 10 点/20 点、合格確実ラインは 13 点/20 点であると考ええる。

以上、理論のボーダーラインは 36 点/50 点、合格確実ラインは 41 点/50 点であると考ええる。

### 〔第二問〕

問 1 においては総合計算問題、問 2 においては仕入れに係る消費税額の調整について問う個別問題が出題された。

問 1 及び問 2 に対しての配点が不明ではあるが、問 1 を 40 点、問 2 を 10 点の配点とした。

問 1：時間に余裕をもって解答すれば得点につながる問題ではあったが、いかんせん処理を必要とする取引の量が膨大であるため、思いのほか得点しにくかったと思う。

問 2：居住用賃貸建物に係る仕入れに係る消費税額の調整の内容については、理論問題及び計算問題として、全国模試において出題しているが、どのような調整に該当するのかを判断させる、難しい問題であった。

問 1：ボーダーラインは 24 点/40 点、合格確実ラインは 30 点/40 点

問 2：ボーダーラインは 6 点/10 点、合格確実ラインは 8 点/10 点

以上、計算のボーダーラインは 30 点/50 点、合格確実ラインは 38 点/50 点であると考ええる。

	ボーダーライン	合格確実ライン	合計
理論	36 点/50 点	41 点/50 点	ボーダーライン：66 点
計算	30 点/50 点	38 点/50 点	合格確実ライン：79 点